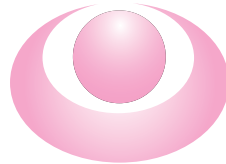


東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第38号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



総会 中野サンプラザにて

目次

◇新年の御挨拶	総代表	横尾 和儀	2 P
◇各事務所紹介			2~3 P
	足利事務所所長	氏家 健二	
	銀座事務所所長	藤原 知実	
	新宿事務所所長	松本 康之	
	小金井事務所所長	両角 直樹	
	立川事務所所長	榎本 修	
	さいたま事務所所長	村山 泉	
	所沢事務所所長	中西 聖治	
	熊谷事務所所長	斉藤今朝男	
	越谷事務所所長	横尾 雅也	
	厚木事務所所長	小川 正人	
	佐久事務所所長	井出 俊一	
◇税務特集			4 P
◇各専門部紹介			5~6 P
◇新事務所紹介・事務所移転案内			7 P
◇事務所だよりコーナー／編集後記			8 P



新年の御挨拶

総代表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

世界的に流行していたコロナウイルスの感染拡大も日本では2類相当から5類に移行し、経済活動も活発化していく様相を呈していますが、一方ウクライナやパレスチナの戦争報道が絶える事なく、中国や北朝鮮の動向も気掛かりであり、混沌とした社会情勢が続いています。日本においても世界情勢の影響を受け、円安や物価高に悩まされ続け、経済活動が思うに任せない状況です。

そうした中、税制においても昨年から開始されたインボイス制度や今年から本格化する改正電子帳簿保存法の他税制改正等企業を取り巻く問題も山積ですが、当事務所においては、有益情報の提供等関与先の皆様のお役に立てるよう努力して参る所存です。

事務所体制において、本部機能を有する銀座事務所のスペース拡大や多摩地域における武蔵野、小金井、昭島の3事務所の統廃合により小金井事務所と立川事務所に集約した事で、関与先の皆様へのより

一層のサービス向上を計っていく事としました。更に今年は川崎事務所、浦安事務所、春日部事務所と拠点を増やす事で、関東を中心とした15ヶ所での事務所づくりを目指していきます。地域に根差した、親身になった対応をもって、税務会計を通して関与先の皆様が安心安定して御発展されていく為、会計事務所の理想の姿を求め続けながら、事務所スタッフ総勢150名で志を1つに、研鑽に励んで参りたいと思っております。

ところで、日頃「縁」というものを強く感じます。以前お話した事があるかも知れませんが、世の中縁で人々の脈々とした繋がりができているのではないかという事です。縁あって当事務所に関わって下さっている関与先の皆様、スタッフ一同に感謝しつつ業務に励んでいきたいと考えています。又、当事務所ではこの縁に携わって下さる関与先、スタッフを募集しています。御紹介の程よろしく願い申し上げます。

今年もスタッフ一同研鑽に励んで参りますのでよろしく願い申し上げます。

この新しい年が皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶といたします。

各事務所紹介

足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町3-13
TEL: 0284-44-0535
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

銀座事務所



所長 藤原 知実
〒104-0061
東京都中央区銀座7-16-7
花蝶ビル2階
TEL: 03-5148-1050
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

各事務所紹介

新宿事務所



所長 松本 康之
〒160-0004
東京都新宿区四谷2-10-1
太郎ビル
TEL: 03-5919-1725
〔無料相談日〕
毎月第1・3月曜日
受付10:00~15:00

小金井事務所



所長 両角 直樹
〒184-0003
東京都小金井市緑町5-5-4
TEL: 042-385-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

立川事務所



所長 榎本 修
〒190-0014
東京都立川市緑町7-1
アーバス高松駅前ビル
TEL: 042-540-3226
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL: 048-853-7900
〔無料相談日〕
毎月第3月曜日
受付10:00~12:00

所沢事務所



所長 中西 聖治
〒359-1111
埼玉県所沢市緑町1-17-19
北斗ビル
TEL: 04-2903-8663
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

熊谷事務所



所長 斉藤今朝男
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広3-12-10
T.Sビル
TEL: 048-528-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

越谷事務所



所長 横尾 雅也
〒343-0041
埼玉県越谷市千間台西2-6-13
TEL: 048-972-0202
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

厚木事務所



所長 小川 正人
〒243-0018
神奈川県厚木市中町3-3-9
厚木アーバンプラザ
TEL: 046-297-0055
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村
海尻2306-1
TEL: 0267-96-2403





税務特集



令和6年1月1日以降の贈与につきまして大幅な改正が行われます。

○暦年課税制度について

相続財産に加算される贈与財産の対象が、『相続開始前3年以内のもの』から『7年以内のもの』に順次期間延長されます。

○相続時精算課税制度について

相続時精算課税制度を選択すると贈与額から、暦年贈与とは別枠で毎年110万円基礎控除が可能になります。

土地、建物について災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時に評価額について再計算が出来ます。

相続時精算課税制度は、高齢世代から若い世代への資産移転を促進し、消費をすることで経済の活性化を図る為平成15年より開始しました。

相続時精算課税制度を選択すれば、2,500万円までの贈与が一旦無税となり、相続時に当該贈与財産を他の相続財産と併せて相続税を計算します。

但し、一度選択すると暦年課税制度に戻れない、2,500万円を超えた金額は20%の贈与税が課せられるなど使い勝手は余り良くないものでした。

令和3年の贈与税申告件数は、暦年課税制度40.1万件、相続時精算課税制度4.4万件でした。

今回の改正により相続時精算課税制度の使い勝手が良くなり、暦年課税制度と比較した上で相続時精算課税制度の選択を検討する余地が出てきました。

	メリット	デメリット
相続時精算課税制度	<ul style="list-style-type: none"> 多額の贈与が出来る。 110万円までは無税で、相続時にも加算されない。 将来価額が上昇する財産を贈与すると有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> 暦年課税制度に戻ることが出来ない。 相続時に精算しなければならない。 贈与者、受贈者ともに条件がある。 受贈者が先に死亡すると、受贈者の相続人が二重課税となる。 相続時に贈与対象の土地等は小規模宅地等の特例が適用出来ない。
暦年課税制度	<ul style="list-style-type: none"> 7年経過すれば相続時に加算されない。 贈与者、受贈者ともに条件がない。 推定相続人以外は7年以内を気にする必要はない。 基礎控除以下なら申告義務はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税から控除しきれない贈与税控除額は還付出来ない。 多額の贈与が出来ない。 相続時に贈与対象の土地等は小規模宅地等の特例が適用出来ない。

相続時精算課税制度は数年～数十年後の相続発生時に選択の結果が出る制度です。

慎重に検討し、納得したうえでうまく相続時精算課税制度を選択しましょう。

ご不明点等ございましたら当事務所の担当にお尋ねください。

各専門部のご紹介

相続専門部



相続対策をしてみませんか？



- 相続税がかかるのは、ものすごいお金持ちだけでしょうか
- 親の代の相続と、今の相続とで、取り扱いは同じでしょうか

相続税に関する法律は、ここ数年で大きく変わっています。

今の相続税の基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で、相続税の課税対象となる人の範囲が広がっています。

贈与税についても、令和6年1月1日の贈与から、取り扱いが変更されます。

「今までも生前の贈与で対応してきた」という方は、今までと同じやり方では、もしかすると、望んだ効果を得られないかもしれません。

- 興味はあるけど、誰に相談したらよいか分からない。
- 何か準備した方が良くと思うけど、何をしたらよいか分からない。
- そもそも、相続税がいくらなのか分からない。

決算は毎年来るので、「今決算では対策することが出来なかったけれど、翌期に生かしましょう」ということもできるかと思います。

しかし、相続発生は一度きりで、発生してからできることは少ないです。

事前に対策を考えませんか？

相続専門部は、皆様の家族の「将来」のために何ができるのかを、一緒に考える「相続対策」に力を入れています。

まずは、お気軽にご相談下さい。

税理士法人東京さくら会計事務所
相続専門部



エンディングノート無料配布中！

財産だけでなく、知人親戚の連絡先、ペットのこと、医療、介護の希望など、色々な項目が載っています。
担当者にお声がけ下さい。



各専門部のご紹介



MAS専門部 Realization of partner's dreams

ポストコロナ時代に突入した現代、皆様の描く将来像にはどのような変化がありましたか？少しでもこの将来像の変化に興味をごございましたら、当事務所と政府、金融機関で皆様をサポートする補助金が見える「ポストコロナ持続化計画事業」をご検討ください。将来の計画に対してどのように事業を遂行するか、また、たとうまくいかなくとも、その差（ギャップ）を埋めるためにどうするべきなのかという経営課題も見えてきます。

まずは一言「計画を作ってみたい」と担当者へお伝えください。
専門部署である私たちが全力でサポートいたします。

医業専門部

医業専門部は医業経営コンサルタントの有資格者が中心となり、医業経営をされる先生方のお力になれるよう活動しております。担当者の顧問先様は主に病院、クリニック、歯医者、薬局となっております。

医業の税務会計業務には特有のものがมีりますので、その中で適正な会計データの作成・税務申告はもちろん、開業から事業継承までの包括的な手続き等のサポートを致しております。

医業専門部では、医者であると同時に経営者である先生方の良き相談相手となれるよう、所属メンバーで連携を取り合い、情報共有し問題点の解決とスキルアップに努めております。

飲食専門部

飲食専門部は、飲食店様の経理実務のサポート、新規創業のお手伝いおよび業務拡大のお手伝いをさせて頂いております。

飲食専門部では、飲食業界のお客様約100事業所の税務会計に携わらせて頂いております。

顧問先様と一緒に事業の発展、現状の問題解決について議論させて頂きます。

飲食専門部で新規出店をお手伝いさせて頂いた経験を踏まえ、経営者様が目標とされる売上高と所得を達成可能とするための事業計画を作成させて頂きます。事業計画に基づいた資金調達も支援させて頂きます。また、出店される店舗規模、内容に合った支出計画となっているかアドバイスさせて頂きます。

1店舗の規模を拡大して事業を集約して行った方が良いのか、複数店舗を出店して規模を拡大すべきなのか。ひと昔前は、飲食店経営者様が十分な所得を得るためには、3店舗以上の出店が必要だと言われておりました。

しかし、昨今は経営資源の不足と高騰が続いている状況です。ビジネスモデルによっては、多店舗展開のリスクが高くなっていると感じております。1店舗のみの経営でも十分に所得を得ることはできております。

経営者様の人生設計と経営意欲に合った事業展開をサポートさせて頂きます。



新事務所紹介



厚木事務所

昭和51年に先代が開業し、令和元年からはステップアップ税理士事務所としてご愛顧賜りましたが、令和5年1月に事業合流し、厚木事務所として税理士法人東京さくら会計事務所の一員となりました。

当事務所は、小田急小田原線本厚木駅から徒歩3分、屋内自走式駐車場付ビルの5階にあり、スタッフは所長を含め13名おります。引き続き皆様のお役に立てるよう、スタッフ一同これまで以上に研鑽に励んでまいります。

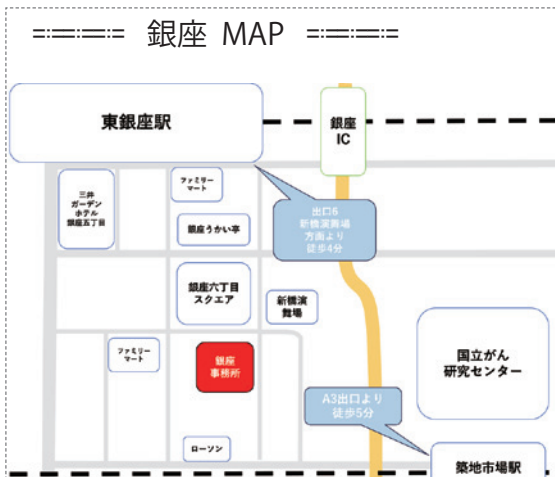
お近くにお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。何卒よろしくお願い致します。



事務所移転・統廃合

立川事務所は、昨年8月より武蔵野エリアの事務所統廃合を行い、新たに開設いたしました。銀座事務所は、昨年9月より事務所移転いたしました。事務所移転を機に気分一新、お客様のための会計事務所として更に精進していききたいと思います。

お近くにお越しの際は、是非お気軽にお立ち寄りください。



事務所だよりコーナー

❖ 研修旅行

昨年10月に1泊2日の研修旅行が実施されました。

1日目は江の島に行き昼食を取り、その後宿泊先へ行き宴会や夜景クルージングを行いました。

2日目はカップヌードルミュージアムに行きました。

普段はなかなか取れない事務所間の交流を楽しみました。



❖ ゴルフコンペ

昨年11月11日(土)、当事務所ゴルフ大会が開催されました。今回は都内と埼玉の事務所共催という形で近隣のお客様にお声がけさせていただき、70名ものお客様にご参加いただきました。時節柄、コロナ対策には万全の注意を払いながらの開催でしたが、心地よい秋晴れの中でのプレーは、非常に爽快で楽しいものになりました。

本年も開催する予定ですので、ぜひ奮ってご参加いただければ幸いです。

第13回東京さくら会計事務所ゴルフ大会

サンコーカントリークラブ

参加人数 70名

優勝 長島 貴史 様

ベストスコア 島田 佳幸 様



❖ 編集後記

昨年は新型コロナウイルスが5月8日より感染症の位置づけがインフルエンザと同じ5類に分類され行動制限やマスクの着用義務の撤廃がされました。

行動制限の無い日常に戻りましたが、記録的な猛暑が続き東京では真夏日計測記録を連日更新、更には円安や物価高で食品、燃料費、水道光熱費の値上げが続き企業努力だけでは太刀打ち出来ないほど生活に多大なる影響を与えました。

しかし、野球の世界大会WBCで14年ぶりに優勝するなど明るい話題もありました。

また、昨年10月よりインボイス制度が開始し、今年から電子帳簿保存法も始まりました。

適格請求書の発行と受け取り、更には電子帳簿保存法に対応するシステムの導入など、さまざまな変化が起きています。その変化に日々対応出来るように今年も当事務所は努めて参ります。

本年も宜しくお願い致します。

顧問先様各位へのお知らせ

東京さくら会計事務所の適格請求書
発行事業者番号は下記のとおりです

T 1010005012740

税理士法人

東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-7
花蝶ビル2階

TEL 03-5148-1050

FAX 03-5148-1051

印刷 株式会社 税経